

とちぎ

で

農業

をはじめよう!



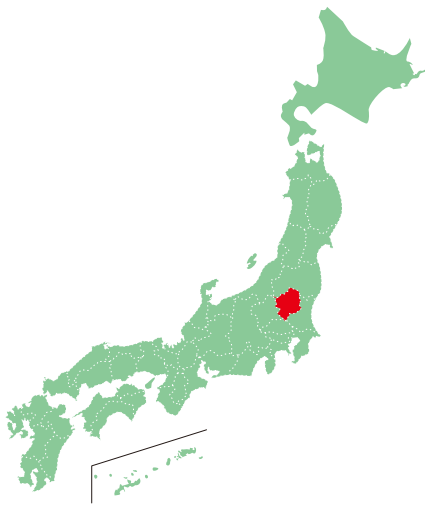
栃木県青年農業者等育成センター
(公益財団法人 栃木県農業振興公社)
(とちぎ農業経営・就農支援センター)

栃 木 県



とちぎで農業をはじめよう! CONTENTS

1 とちぎのすがた	
(1) とちぎの位置	1
(2) とちぎの面積	1
(3) とちぎの地勢	1
2 とちぎの農業の特徴	
(1) 農業産出額と構成比の推移	2
(2) とちぎの農産物ベスト 20 (産出額)	2
3 自ら農業を始めるに当たっての心がまえ	
(1) 農業とは	3
(2) 家族の同意	4
(3) 具体化のための情報収集	4
(4) その他	4
● 作目ごとの農業の特徴	5
● 農業を始めるのにどれくらいお金がかかるのか、売り上げがあるのか ..	6
4 実際に農業を始めるには	7
5 認定新規就農者になりましょう	10
6 新規参入者のための就農準備チェックシート	
(1) 新規参入・就農準備チェックシート	11
(2) 新規就農チェックリスト	13
(3) 市町への就農・移住時の諸手続等チェックリスト	15
7 新規参入者の就農へのプロセス	16
8 半農半X (農ある暮らし)	17
9 相談窓口等	
(1) 就農支援機関・団体一覧	18
(2) 栃木県への就農相談問い合わせは	19
(3) 就農予定地のお決まりの方の問い合わせは	19
(4) 農地相談窓口一覧	20
(5) 就農関連情報紹介	21
● 認定新規就農者の申請をしよう	22



(1) とちぎの位置

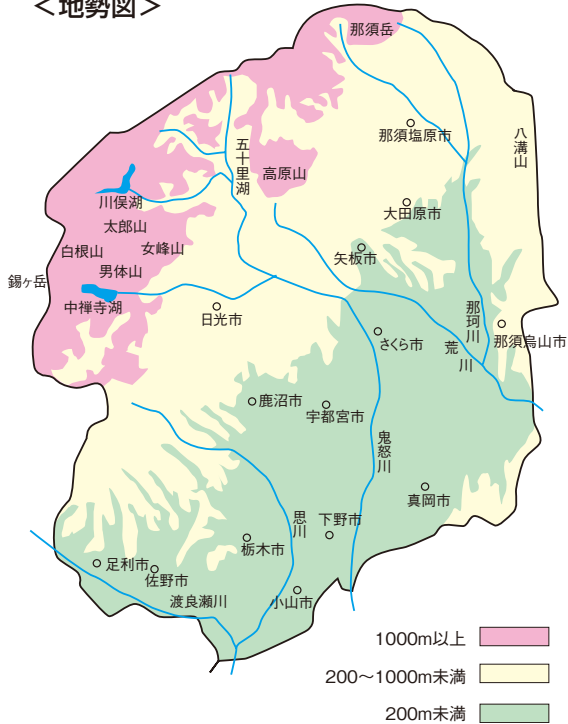
日本のほぼ真ん中に位置し、人口約 192 万人の県で、南部には関東平野、北部には日光・那須連山等の大自然が広がります。関東地方の北部に位置する内陸県で、東は茨城県、西は群馬県、南は埼玉県、北は福島県に接し、県都宇都宮市は、東京から約 90km、JR 東北新幹線で約 50 分の位置にあります。



(2) とちぎの面積

ゆったりひろびろ、関東最大の県です。
6,408km² 全国 20 番目の広さ
東西約 84km・南北約 98km

<地勢図>



(3) とちぎの地勢

中央部には広大な平野。
北西部の山地には豊かな自然が残されています。

- ◆ 栃木県の自然は、東部の八溝（やみぞ）山地、北部から西部にかけての那須連山、帝釈（たいしゃく）山地、足尾山地の山岳地帯、中央部の那珂川、鬼怒川、渡良瀬川の沿岸平野部の 3 地域に大別されます。
- ◆ 東部の八溝山地は標高 600 ~ 1,000 m のなだらかな丘陵地です。
- ◆ 北部から西部にかけての山岳地帯は日光国立公園に指定されており、日光、鬼怒川、川治、栗山、塩原、那須などの観光地があります。
また、那須、高原、男体の諸火山が連なるけわしい山岳地帯で、標高 2,000 m 以上の山脈が関東の北限を形成し、滝や湖沼が点在しています。これらは諸河川の源にもなっており、鬼怒川は中部を、渡良瀬川は群馬県との県境を流れ利根川に合流し、那珂川は八溝地域から東折し茨城県に入り、ともに太平洋に注いでいます。

2

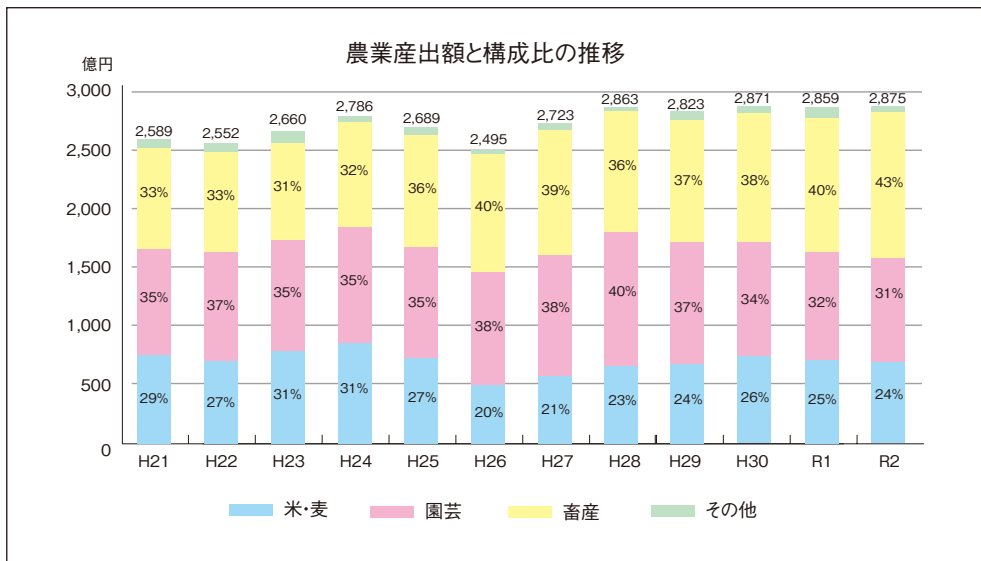
とちぎの農業の特徴

栃木県は大消費地である首都圏に位置し、平坦で広い農地、豊富な水資源、穏やかな気候から、農業にとって素晴らしい条件に恵まれています。

このような豊かな環境と農業者の優れた技術によって、日本一のいちごをはじめ、にら・栃木米・牛乳・とちぎ和牛など、全国に誇れる多彩な農産物が生産されています。

(1) 農業産出額と構成比の推移

農業生産額は、2,875 億円（全国 9 位）となっており、園芸・畜産の比率が高まっています。



(令和 2 年)

(2) とちぎの農産物ベスト 20 (産出額)

順位	品目	産出額 (億円)	構成比 (%)	全国の順位	順位	品目	産出額 (億円)	構成比 (%)	全国の順位
1	米	662	23.0	8	11	なす	41	1.4	6
2	生乳	394	13.7	2	12	日本なし	40	1.4	6
3	豚	322	11.2	7	13	二条大麦	38	1.3	1
4	いちご	238	8.3	1	14	ねぎ	30	1.0	17
5	肉用牛	213	7.4	8	15	きゅうり	29	1.0	16
6	鶏卵	207	7.2	6	16	ほうれんそう	28	1.0	7
7	もやし	115	4.0	1	17	アスパラガス	18	0.6	7
8	トマト	78	2.7	7	18	ぶどう	17	0.6	17
9	乳牛	69	2.4	2	19	さといも	15	0.5	6
10	にら	56	1.9	2	20	ばれいしょ	15	0.5	14

(令和 2 年)

3

自ら農業を始めるにあたっての心がまえ

自分自身の努力と判断で、自然を相手に生産活動を行う農業は、他産業にはない魅力あるすばらしい職業です。

しかし、誰もがすぐに始められ、必ずうまくいくというものではありません。**自然が相手**ですので不安定な部分もありますし、「**地域社会**」での**習慣**の違い等にも慣れる必要があります。

また、自分で農業を始めるのではなく、農業法人等で働くという方法もあります。

(1) 農業とは

農業に興味を持ち、始めようと思った理由には、都会の生活にはない自然の中での田舎暮らしにあこがれがある、植物や動物が好きでそれに関わる仕事をしてみたい、会社組織などの中で働くのが自分には合わない、時間に縛られた生活がしたくない等、人それぞれの理由があると思います。

自ら農業を始めようと考えている方は以下のポイントをふまえた上で、検討してください。

農業で生計を立てたい

現在の農業情勢は、輸入農産物との販売競争にさらされており、より安全で、高品質な農産物の生産、販売が求められています。また高付加価値化やコスト低減等が農業経営を行う上でとても重要になっており、**専業農家でも農業で生計を立てるために大変な努力**をしています。

植物・動物が好きなので農業をはじめたい

植物・動物が好きだからと言って、単にそれらを育てるだけでは、農業経営は成り立ちません。施設・機械等の資金調達や農業機械のオペレーション技術、農産物の販売戦略、簿記記帳や経営分析等の経営管理に至るまで、農業経営を成り立たせるためには、**多種多様な知識と能力**が必要になります。

会社組織の中で働くのが自分には合わないので農業をはじめたい

農業経営を営む大多数の農家は、家族を単位とした家族経営です。しかし、一戸一戸では販売力等に限界があるため、**生産組織や生産部会等**をつくり生産技術の向上や販売流通の動向把握、交渉等に取り組んでいます。

このように、農業経営は基本的に個々で営まれています。組織で活動することも少なくありません。**地域での農家と農家の連携**も農業経営の大切な一部です。

時間に縛られた生活がしたくないので農業をはじめたい

農業は、自分で自由に時間が使えるように思われがちですが、管理作業の**適期を逃してしまつと、収入が得られない**ような取り返しのつかない事態を招くこともあります。例えば病虫害防除や気象災害などは緊急に作業しなければなりません。特に、収穫作業などは期間が短く、一時期に集中してしまうため、1日のうち**長時間農作業に従事**することもあります。

新たに農業を始める場合、ある程度**経験を積んで技術を習得する**必要があります。

作物や畜種によって期間は異なりますが、一連の管理及び作業等の実践研修を1年以上実施することをお勧めします。

農業は、サラリーマンや小売業のように始めてすぐに収入があるわけではなく、作物や家畜を育て出荷・販売して初めて収入が得られます。作目によって無収入の期間は変わってきますが、実践研修と併せて約2年間の生活が賄えるだけの貯蓄は最低限必要とお考えください。

また、農業を始めてすぐ、自分が思い描く**理想の収入が得られるとは限りません**。当面の生活が楽ではないことも覚悟しておく必要があります。

(2) 家族の同意

農業を始めることに対して家族や親戚の同意は得ていますか？

配偶者やパートナーの同意を得ておくことは、とても重要なことです。農業は共同作業が多いため、夫婦で協力し、作業することが非常に多く、配偶者の協力が大きな支えとなります。

また、独身の方は、親や兄弟の同意を得ることも重要です。

家族や親戚は精神的な支えや資金的な援助を受けたり、農業を始めるうえで必要な研修や施設投資に関わる融資を受ける場合の保証人になってもらうことも考えられます。

(3) 具体化のための情報収集

自分がどんな農業を始めるか、具体化するまでには様々な情報を得ることが必要です。

どんな作物をどのような方法（作型等）で、どこで（就農地）作るか、様々なことを決めていかなければなりません。

漠然と農業を始めたいということだけでは具体的な行動に移れません。情報や知識が少なければ、各関係機関・団体を訪ね、話を聞いたり相談したり、実際の農家を訪ねて話を聞いたりして、**自分のやりたい農業**を見つけ出しておきましょう。

(4) その他

投機的あるいは芸術性の高い植物（作物）等については対応していません。

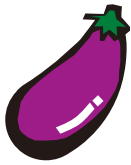
また、熱帯果樹等本県の適地性から判断して栽培が困難と考えられる作物についても対応できません。

●作目ごとの農業の特徴



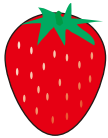
米
(土地利用型農業)

水田を利用して、米を栽培する形態です。大きな面積が必要で、農業機械や施設等に大きな投資が必要になります。水田の有効活用で麦や大豆を組み合わせる場合がありますが、経営耕地面積をまとめる上で地域社会から信頼がカギになります。



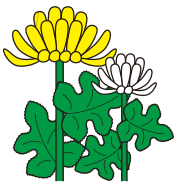
露地野菜

畑地や水田で数種類の野菜を組み合わせる収入を得る経営です。米ほど面積は必要としませんがある程度の面積は必要です。収穫期間に限られ、天候にも左右されます。機械化はあまり進んでいないので、家族等の協力が必要となります。



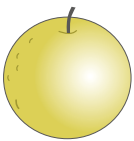
施設野菜

ビニールハウスや温室を利用して野菜を栽培し、収入を得る経営です。限られた面積で収益が得られるので、新規で始める方はこの形態への取組が見られます。しかし施設には、多額の投資が必要になります。



花

ビニールハウスや温室等の施設、畑地などの露地で切り花や鉢花を生産し収入を得る経営です。近年は、輸入による価格低迷や原油高による暖房コストの上昇等が課題となっています。また、施設には多額の投資が必要になります。



果 樹

苗木を植えて、果実を収穫して収入を得る経営です。苗木が成長して成園となり収量が安定するまで年数を要するため、始めるに当たっては運転資金等の余裕が必要になります。



畜 産

牛、豚、鶏等の家畜を飼って、家畜の生産物（牛乳、卵）や食肉を出荷して収入を得る経営です。施設整備や素畜の導入等の初期投資が非常に大きい上、新規に経営を開始する場合、まとまった農地や施設用地の確保が必要となるため、地域の理解を得ることが必要です。

●農業を始めるのにどれくらいお金がかかるのか、売り上げがあるのか

例

品目	経営面積 (a)	従事者数 (人)	総労働時間 (時間/年)	固定資本 (千円)	減価償却費 (千円)	経営費 (千円/年)	農業粗収益 (千円/年)	総収量 (t/年)	単価 (円/kg)	所得金額 (千円/年)	所得率 (%)
いちご	40	4.0	7,546	33,347	3,095	11,109	23,100	20	1,155	11,990	51.9
越冬トマト	50	3.0	7,615	71,773 ※1	3,157 ※1	20,091	36,800	115	320	16,708	45.4
冬春トマト	50	2.5	5,526	76,865 ※1	3,399 ※1	15,628	26,605	85	313	10,922	41.1
夏秋トマト	30	2.0	1,665	12,254	162	3,160	5,166	21	246	2,005	38.8
促成きゅうり	20	2.0	1,861.5	21,096	880	5,267	10,656	32	333	5,388	50.6
夏秋きゅうり	35	2.0	914	11,654	162	2,588	7,080	24	289	4,491	63.4
夏秋なす	20	2.0	1,606	4,989	259	1,590	3,212	11	292	1,621	50.5
秋冬ねぎ	50	2.5	1,785	6,309	379	2,055	3,900	15	260	1,844	47.3
夏ねぎ	30	2.5	1,161	6,309	379	1,590	3,015	9	335	1,424	47.2
にら周年	80	3.0	7,695	50,503	2,615	7,273	17,550	36	488	10,276	58.6
アスパラガス	40	2.5	4,029	17,540	1,472	4,038	8,536	8	1,067	4,497	52.7
ほうれんそう (平地)	40	2.0	1,127	9,703	140	1,390	2,600	5	500	1,209	46.5
秋レタス	180	2.0	2,755	10,154	162	6,208	10,692	64	165	4,483	41.9
春レタス	180	2.0	3,499	13,067	162	7,496	12,895	64	199	5,398	41.9
たまねぎ	50	2.0	1,058	7,102	162	1,831	3,542	32	109	1,710	48.3
ブロッコリー	60	2.0	499	4,577	162	1,135	2,125	8	253	989	46.6
しゅんぎく	12	2.0	744	6,421	162	1,117	2,210	3	614	1,092	49.4
なし	250	3.0	5,260	51,444	2,335	11,338	21,577	83	259	10,238	47.5
スプレーぎく	50	2.5	4,987	97,127	9,144	22,669	33,920	640(千本)	53(円/本)	11,250	33.2
水稲(平地)	1,000	2.0	2,318	24,667	1,682	7,320	13,840	54	257	6,519	47.1

平成 29 年度版農業経営診断指標より抜粋（現在は、資材高騰のため、固定資本や経営費が増加しています）

※ 1 鉄骨ハウスは 1/2 補助事業として計算

※経営面積は経営に要する面積です。施設野菜については施設面積と異なります。

目指す農業経営の内容が具体的になったら以下の項目を検討して将来計画を立てましょう

技術の習得は
どうするか

農地は
どうするか

資金はいくら必要
でどう調達するか

住居は
どうするか

当面の生活費を
どうするか

4

実際に農業を始めるには

■ステップ 0 農業を始める前に（自ら農業を始めようとする方は）

農業を始めようと思われる方が、就農を目指すスタートラインに立つのは、前述した「心がまえ」のとおり、家族の同意や研修期間を経て農産物の販売、収入を得るまでの約2年間の生活資金の目処が付いた時点です。

（総務省家計調査報告では、2021年の総世帯（平均世帯員2.25人、世帯主の平均年齢59.4歳）の消費支出は、1世帯当たり1カ月平均235,120円となっています。）

また、農業経営を開始するのに最低限必要な施設整備等の初期投資に係る資金の準備が必要になる事は言うまでもありません。

■ステップ 1 技術の習得

自然や動物を相手にする農業は、教科書どおりにならなかったり、家庭菜園では経験したことがないような問題に直面します。

新規参入をめざす場合、農業経験が少なく栽培技術も未熟である場合が多いため、農業経営を成功させるためには、技術の習得が必要不可欠です。

そこで、自分のやりたい農業が決まったら、専門の教育機関や先進農家での実践研修を1年以上受け、技術の習得に努めましょう。

専門の教育機関としては、栃木県農業大学校（就農準備校「とちぎ農業未来塾」）があります。

また、市町やJA、地域協議会で独自の研修を行っているところもあります。興味があるところは積極的に問い合わせてみましょう。



主な研修先一覧
（最新情報はこちらまで）

栃木県内の主な研修先一覧

R5(2023)年3月現在

就農希望地	作物など	研修機関名	事務局	主な研修先	研修期間	コメント
宇都宮市	いちご トマト アスパラガス にら	宇都宮市農業公社	宇都宮市農業公社	市内の先進農家	1年	宇都宮市の園芸主力品目の研修を受けられる
鹿沼市	いちご	鹿沼市いちご・にら新規就農者支援対策協議会	鹿沼市農政課	農業生産法人かぬま	2年	いちご栽培の基礎と応用ができる実践研修
	にら			市内の先進農家	1年	にら産地の高度な技術が習得できる
日光市	いちご	日光市新規就農者支援対策協議会	日光市農林課	日光ストロベリーパーク	1年	大規模な農園でいちご栽培を学ぶことができる。
	にら			市内の先進農家	1年	にら産地の高度な技術が習得できる
真岡市 益子町 茂木町 市貝町 芳賀町	いちご	新規就農塾推進協議会	J A はが野	管内の先進農家	1年	県内一のいちごの産地で技術と様々な経営スタイルを学ぶことができる。
真岡市			真岡市	市内の観光農園		観光農園に特化した研修が受けられる。
益子町	野菜・加工	ましこ農の学校	益子町	道の駅ましこ他	1年	町内で農業を始める人(兼業含む)を対象としている
栃木市	いちご	栃木市農業公社	栃木市農業公社	観光農園いわふね または市内の先進農家	1年	いちご栽培の基礎と応用ができる実践研修
栃木市	ぶどう	岩舟町ぶどう生産出荷組合	岩舟町ぶどう生産出荷組合	組合員の農家	1~2年	生食用ぶどうの実践研修
小山市 下野市 野木町	いちご	J A おやま新規就農塾推進協議会	J A おやま	部会の役員農家等	1年	希望の就農形態に合わせた研修先を選んでもらえる。
壬生町	いちご	J A しもつけいちご部会壬生支部	J A しもつけ	部会の役員農家等	1年	いちご栽培の基礎と応用ができる実践研修
矢板市 さくら市 塩谷町 高根沢町	露地野菜、施設野菜、花き等	新規就農者育成研修	J A しおのや	(株)グリーンさくら	1年	作物に限定しない様々な研修ができる。 月々の研修手当が出る。 (ただし就農準備資金非対応)
那須烏山市 那珂川町	いちご トマト なし	南那須地域新規就農者支援対策協議会	J A なす南	市内の先進農家	1年	派遣先の農家年齢が比較的若く、ネットワークを作りやすい。
那須塩原市	いちご アスパラガス なす+ねぎ 酪農	那須塩原市農業公社	那須塩原市農業公社	市内の先進農家	1年	那須塩原市の園芸・畜産の主力品目の研修が受けられる。
大田原市 那須町	いちご アスパラガス なす ねぎ にら なし	新規就農支援協議会	J A なすの	市内の先進農家	1年	那須地域の園芸主力品目の研修が受けられる
佐野市	いちご なし・もも	佐野市園芸振興協議会	J A 佐野	市内の先進農家	1年	佐野市の園芸主力品目の研修を受けられる。
足利市	いちご トマト アスパラガス なす+ねぎ 根菜 トルコギキョウ	足利市新規就農支援協議会	J A 足利	市内の先進農家	1年	足利市の園芸主力品目の研修を受けられる。 研修生の募集は随時行っている。
県内	施設野菜 露地野菜 果樹	とちぎ農業未来塾 実践Ⅰ・Ⅱコース	栃木県	栃木県農業大学校内ほか	1年 (Ⅰ:100日) (Ⅱ:180日)	選作物の理論と実践を研修できる。 (ただしⅠコースは就農準備資金非対応)
	—	とちぎ農業未来塾 基礎コース			1年 (30日)	農業の基礎を学べる
県内	酪農	栃木県酪農業協同組合	栃木県酪農業協同組合	日光大笹牧場ほか	1年	飼養・繁殖・草地管理等、酪農の総合的研修を受けられる。

ステップ 2 農地の確保

農業を始めるには農地の確保が必要です。農地を購入する方法もありますが、農地を借りて始める方が資金面からも有利と考えられます。

農地を探すには、自らの努力が必要です。他人任せでは条件の良い農地はなかなか見つかりません。栽培する作物により向き不向きもあるので、実際の農地を見て判断する必要があります。また、鳥獣被害や自然災害等の発生状況をあらかじめ確認しておくことも大切です。

農地の賃借は、農地中間管理事業の活用がありますが、就農希望市町の「人・農地プラン」に担い手として位置づけされることが必要です。そのためには、就農希望地や目指す経営類型を決めて希望する市町の農地中間管理事業窓口（別掲参照）に相談することをおすすめします。

新規参入の場合、農地を借りることになりますが、農地は個人資産の性質が強く、所有者からの信頼を得ることが必要になってきます。所有者も農業者なので、あなたが農業を始めて上手く経営できるかどうかを見ている。あなたが、①「しっかりとした経営計画」を立て、②「地域との協調」と③「農業への強い信念」が認められたとき、信頼の第一歩を得ることになります。

農業を始めてからは、あなたがそれらを「実践」できているか、所有者はチェックしています。所有者と良好な関係性を築き、信頼を深めていってください。

●農地を取得するための要件

- ① 農地全てについて耕作すること。
 - ② 農業経営に必要な農作業に常時従事すること。
 - ③ 周辺の農地利用に悪影響を与えないこと。
 - ④ 経営状況、通作距離等を考慮して、効率的な農業経営が可能であること。
- 以上の全ての要件を満たす必要があります。

ステップ 3 資金の確保

農地が確保され農業経営を始めるに当たり、作物や栽培方法により投資額は異なりますが、資金が必要になります。

農業経営を始めるのに必要な資金のおおよその目安は、

施設園芸で比較的簡易な施設（ビニールハウス等）の場合 ……800万円～

施設園芸で高度な施設（ガラス温室や養液栽培）の場合 ……2,000万円～

また、栽培施設以外でも倉庫や作業場、機械の購入やその他経費（種、苗、肥料、農薬等）にかかる資金が必要になります。

無利子の融資制度（青年等就農資金等）を利用（貸付決定審査等で適正と認められた場合のみ）できますが、借入金に頼り過ぎると、後年の資金償還額が過大となり、経営を圧迫することも考えられます。なるべく自己資金を多く用意することをお勧めします。

5

認定新規就農者になりましょう

認定新規就農者になると、多くのメリットがあります。資金調達や補助事業、農地が借りやすくなるなど様々な支援を受けることができます。そのためには、自分のやりたい農業を具体化し、「青年等就農計画」を作成します。計画が市町長から認定されれば、「認定新規就農者」になることができます。認定新規就農者は農家としての市町からのお墨付きですので積極的に認定を受けましょう！

農業をやる意志決定

自分の考えを整理する

- いつから始めるのか
- どこで農業を始めるのか
- 資金調達はどのようにするのか
- 就農することに家族の協力は得られてるのか
- どんな作物を作るのか
- 技術習得はどのようにするのか
- 住宅の確保はどのようにするのか

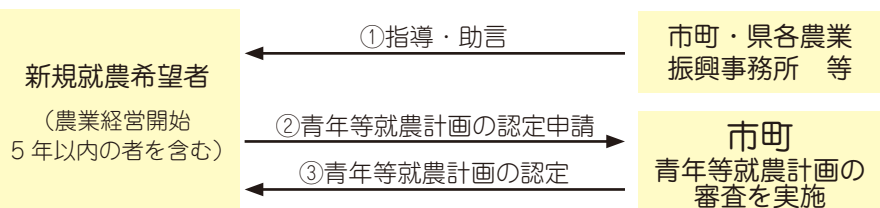
青年等就農計画の作成

将来の構想、所得目標をまとめる

- 青年等就農計画の作成については、市町、又は県各農業振興事務所などに相談する。
- ※様式については農水省 HP http://www.maff.go.jp/j/new_farmer/nintei_syunou.html

青年等就農計画の申請・認定

認定までの流れ



認定新規就農者

認定新規就農者のメリット

- 関係機関から濃密な技術・経営指導が受けられる。
- 青年等就農資金の申請が可能となり、施設や経営資金が調達できる。
- 経営所得安定対策の申請が可能となり、政策作物に対する補助金が受けられる。
- 経営開始資金の申請が可能となり、肥料や生産資材など運転資金が調達できる。

※青年等就農計画認定申込書は 22 頁参照

6

新規参入者のための就農準備チェックシート

(1) 新規参入・就農準備チェックシート

このチェックシートは、農業で生計を立てることを前提として、農業に新規参入するにあたって必要な事項をチェックするものです。

これから情報収集や就農相談、農業体験等を行い、当てはまる項目を増やしていきましょう。

① 就農に対する適性について

- 健康で体力には自信がある。
- 生き物（動物）が好きである。
- 単純作業もこつこつやることができる。
- 他人とのつき合いは苦にならない。
- オフィスでの事務作業より野外で体を動かすことが好き。
- 忍耐力にはかなり自信がある。

② 新規参入についての意欲、動機、知識について

- 家族と一緒に生活や仕事がしたい。
- これまでに行った研修等から農作業の厳しさは体でわかっている。
- 新規参入をした経営者に会ったり、体験談を直接聞いたことがある。
- 農業は、自然災害や技術不足等により収穫が皆無（無収入）となる場合があるということを知っている。
- 農家以外の出身者が新たに農業をはじめるとは既存の生産基盤のある農家より厳しい状況であることはわかっている。
- 産業としての農業分野の経営者を目指している。

③ 新規参入の事前準備状況について

- 新規参入に関する情報収集に力を入れている（相談窓口訪問、相談会参加、インターネットホームページ、情報誌等）。
- 家族が就農に同意している。
- 親戚が就農に同意している。
- どんな作物を作るのか（作物選択）意向が固まっている。
（作物：_____）
- どこで農業をやるのか（就農希望地）意向が固まっている。
（適地：_____）
- 就農希望地に出向き、集落の人等から直接話を聞いている。
- 自動車運転免許（普通免許以上）を所持している（ペーパードライバーでないこと）。
- 実際の就農までの準備事項および段取りは大筋理解している。

④ 新規参入の準備状況について

- これまでに1年以上にわたり先進農家や農業法人等での本格的な研修を受けたことがあり（現在研修中を含む）、目指す農業（作物）の技術と知識は身につけている。
- 就農希望地で就農にあたって親身になって面倒を見てくれる人がいる。
- 農地を取得（購入または借入）するには法律にもとづいた許可と手続きが必要で一定の要件をクリアすることが必要であることを知っている。
- 営農のために用意できる自己資金額はある（生活費は含めないこと）。
 - 200万円以上 500万円未満
 - 500万円以上 1,000万円未満
 - 1,000万円以上 2,000万円未満
 - 2,000万円以上
- 営農資金が自己資金で足りず、融資制度を利用する場合、保証人になってくれる人がいる。（生計を別にする者）
- 経営についての一定の知識（複式簿記等）はある。
- 農産物の販売について自信がある（JAへの加入、マーケティング関連業務経験元の職場の同僚・知人・友人等のネットワーク活用）。

⑤ 農村生活・就農後の生活について

- 営農資金の他に、当面の生活資金を用意している（営農のための自己資金は除く）。
 - 200万円以上 500万円未満
 - 500万円以上 1,000万円未満
 - 1,000万円以上 2,000万円未満
 - 2,000万円以上

△農業で生計を営む家族数

（大 人： _____人）

（子供・小学生以下： _____人）

（子供・中・高校生： _____人）

（子供・大学生他： _____人）

△1年間に必要な生活資金は、
（ _____円）

- 農業をするには、住居がアパートなどでは難しいことを知っている。
- 農地と住居が離れていると作業が不便であることを知っている。
- 農村で生活する場合、地域とのコミュニケーションの重要性を知っている。
- 農業に関わる共同作業や地域での役割が求められることを知っている。
- 生活資金を補うための農業関連の制度資金はないことを知っている。

(2) 新規就農チェックリスト

就農面

① 目指す農業経営は決まっている

- 作目は決まっている（どんな作目をつくるのか）。
- 経営タイプは決まっている（経営作目は単一か、複合か）。
- 栽培方法は決まっている（露地栽培か施設栽培か、通常栽培か有機栽培か）。
- 農作業に従事できる労働力と作目・経営タイプ・栽培方法の選択及び経営規模等が適正である（専門家の助言を受けた）。
- 作物名：_____・栽培方法_____・作型：_____・規模：_____a
- 農業従事者：_____人（該当者に○印：本人・夫・妻・父・母・祖父・祖母・子供）

② 就農地の選定について

- 就農地での作目や栽培方法の選択が適正である。
- 選択作目の主産地で、生産技術の指導体制や生産物の出荷、販売体制が整備されており、新規就農者の受入支援も期待できる。
- 現地視察に際しては、1箇所は何度か足を運んでいる。
- 生活条件（町の中心地までの距離や道路・交通事情、学校や病院・商店までの距離等）の検討をした。
- 就農先の選定にあたっては、決定までに一度は家族と一緒に現地を視察している。
- 現地視察の際は、地域住民から積極的に、地域の状況について話を聞いている。
- 農地を確保（購入または借入）できる情報を就農地より得ている。
- 農地については、水源（水質等も含む）等が確保出来ることを確認している。
- 就農にあたって就農地に面倒をみてくれる人がいる。
- 住宅を確保する目途がたっている。
- 就農先の市町の行政等が農業外からの新規就農者の受入に積極的で、研修から就農までの支援体制が期待できる。

③ 農地の取得と技術の習得について

- 取得を考えている農地については、農地法の許可要件①「農地全てについて耕作すること」がクリアできる。
- 取得を考えている農地については、農地法の許可要件②「農業経営に必要な農作業に常時従事すること」がクリアできる。
- 取得を考えている農地については、農地法の許可要件③「周辺の農地利用に悪影響を与えないこと」がクリアできる。
- 取得を考えている農地については、農地法の許可要件④「経営状況、通作距離等考慮して、効率的な農業経営であること」がクリアできる。
- 取得を考えている農地については、農地法の許可要件①～④全てがクリアできる。
- 借入の場合、10a当たりの賃借料を把握している。
- 生産技術は習得できている。また、就農後も技術的なサポートを受けられる。

④ 資金の確保について

- 営農のために用意できる自己資金額はある。 (A: _____ 万円)
- 営農のために必要となる資金額の見込みはたっている。 (B: _____ 万円)
(初期設備投資金と1年目の資材・材料費、農地の購入費等)
- 借入が必要な資金額 (B - A: _____ 万円) ある。
- 活用できる融資制度名と借入可能額な資金額は、
◇制度名 (_____) 借入金額 (_____ 万円)
◇制度名 (_____) 借入金額 (_____ 万円) ある。
- 保証人 (生計を別にする者) が必要な融資制度については、保証人が2名以上確保できる。(連帯保証人も含めて)

⑤ 農業機械・施設の取得や営農計画について

- 農業機械・施設の取得 (購入や借入) の計画をたてている。
- 就農後の営農計画や販売計画をたてている。
 - 営農計画をたてている。
 - JA出荷を軸に販売計画をたてている。
 - 直売や個人宅配などによる販売を軸に考えている。
 - △ 流通・販売先は確保されている。
 - 生産から加工・販売まで行う多角経営を軸に考えている。
 - 有機農産物の生産・販売を行いたいと考えている。
 - △ 流通・販売先は確保されている。

生活面

① 生活資金について

- 生活資金の確保を十分検討している。
 - 1年間ぐらいの最低生活費は確保している。
 - 2年間ぐらいの最低生活費は確保している。
- 借家の場合、農業収入が不十分でも家賃が確保できる。
- 子供がいるの場合、農業収入が不十分でも教育費が確保できる。
- サラリーマンの時には、税金や社会保険料などが給与から差し引かれていたが、前年の所得に応じて課税される住民税や国民年金保険料の徴収がサラリーマンをやめてからあることを承知している。

② 生活・教育関係について

- 子供の学校や幼稚園の通学・通園に問題はない。
- 交通網や公共施設のチェックは済んでいる。
- 地域では人付き合いが濃密であり、営農のためにも地元の農家との付き合いが重要なので、積極的にコミュニケーションを図ることができる。

(3) 市町への就農・移住時の諸手続等チェックリスト

① 新住居の住所確認について

- 住所・地番を正確に把握している。
- 最寄りの公共施設や交通機関等の確認をしている。
- 転出・転入挨拶状またはメールを送付している（1ヶ月以内に）。

② 農業関係機関等への連絡通知について

- 地元JAへの組合員加入届（出資金の払い込み）は提出している。
- 関係する各種生産部会等の加入手続きはしている。
- 農地を取得（購入・借入）する場合の手続き（農業委員会の許可が必要）はしている。

③ 諸届け・通知について

ア ライフライン関係について

- 電気（電力会社営業所へ転入通知、使用開始日時等の通知）
- ガス（ガス供給会社、またはJA等（プロパン購入）に連絡）
- 水道（市町の担当課へ転入通知、使用開始日時等の通知）
- 固定電話（電話会社へ転入通知、使用開始日時等の通知）

イ 住所変更関係について

- 住民票（転入後14日以内に市町の担当部署へ転入届提出）
- 所得証明（転入後必要となることがあるので、前居住地の役所で取っておく）
- 運転免許証（警察署・交通安全協会へ住所変更届け）
- 郵便局（最寄りの郵便局へ住所変更届専用はがき有り）
- 自治会（区・組）（自治会長・区長・組長等へ転入挨拶・通知）

ウ 保険関係について

- 国民健康保険（転入後14日以内に市町役場の担当署所へ届出）
- 国民年金（転入後14日以内に市町役場の担当部署へ届出）
- 自賠責保険（契約保健会社・特約店へ住所・連絡先等変更通知）
- 失業保険（受給中の方は、住民票・印鑑・受給資格者票・名前が変わる場合は戸籍抄本をもって、最寄りの公共職業安定所に次の認定日の前日までに届出）

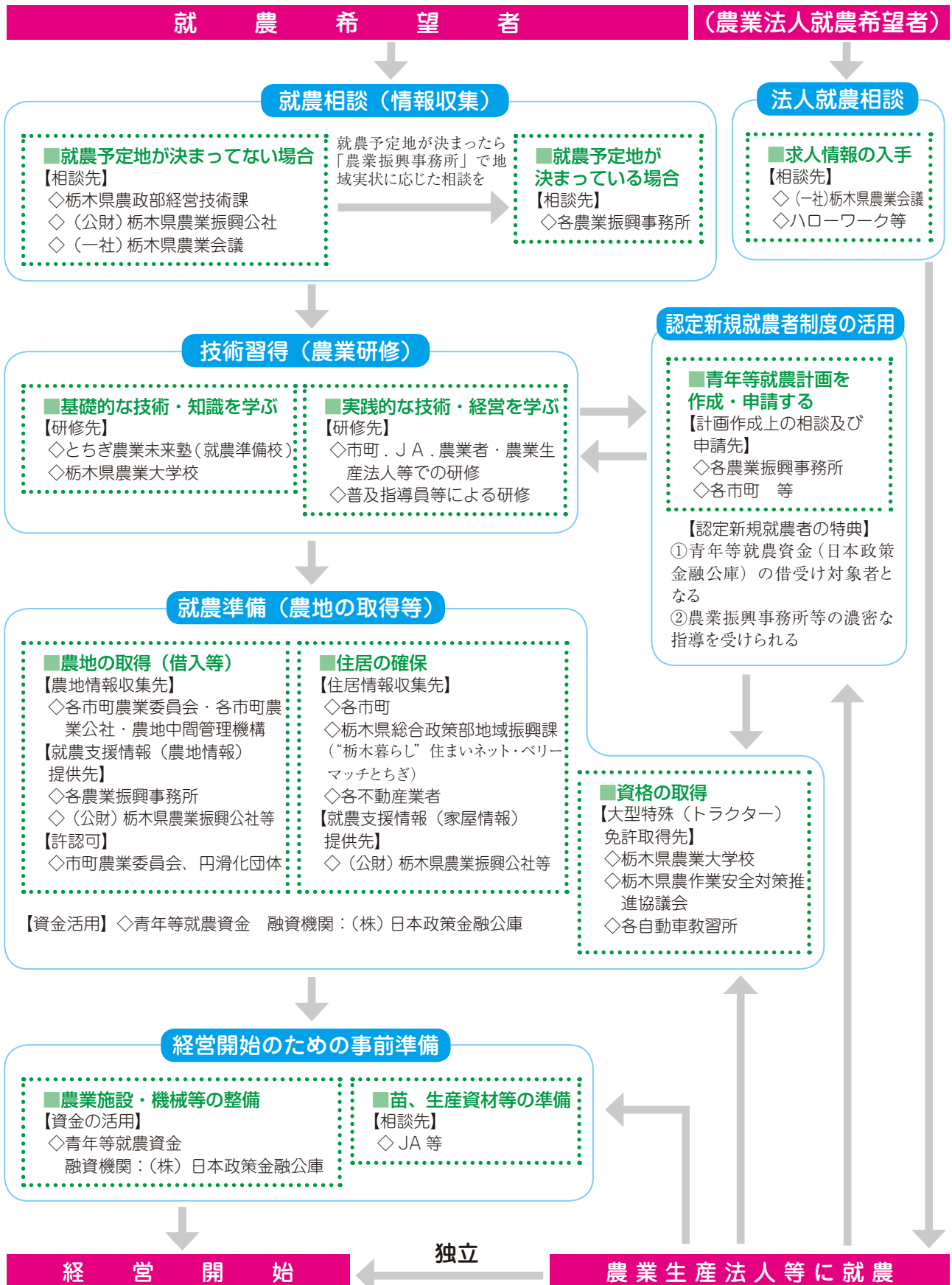
エ 保育園・学校関係の転入の準備等について

- 幼稚園・保育園は市町役場の担当部署に問い合わせ。
- 小学校・中学校は市町の教育委員会に問い合わせ。

7

新規参入者の就農へのプロセス

(モデルケース)



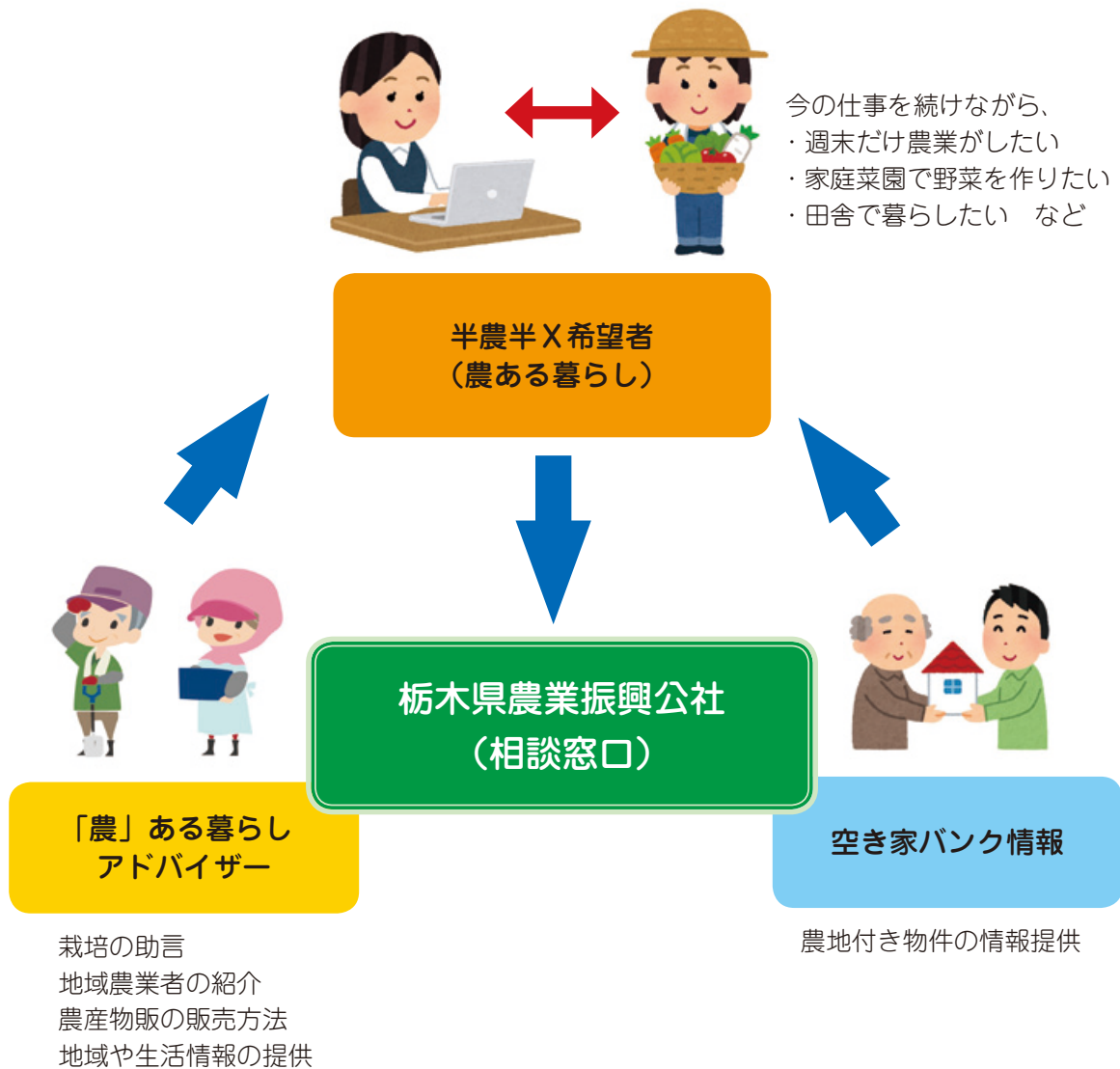
8

半農半X（農ある暮らし）

農業（＝半農）と自分のやりたいことや仕事（＝半X）に携わる「半農半X」や、定年後就農、雇用就農など、近年「農ある暮らし」は多様化しています。

栃木県農業振興公社では、多様な農業スタイルを希望する方のために、ワンストップ相談窓口を設置し、相談に対応しているほか、「農ある暮らしアドバイザー」の派遣を行っています。アドバイザーは、とちぎ就農支援サイト tochino- トチノ - から見られます。オンライン上や現地で相談を受けることができますので、相談をされる場合は、①希望日時、②農業を始めたい地域、③相談内容を栃木県農業振興公社にご連絡願います。

なお、オンライン相談は、とちぎ就農支援サイト tochino- トチノ - から予約が可能ですので、ぜひご利用ください。



9

相談窓口等

(1) 就農支援機関・団体一覧

● 栃木県経営技術課

経営技術課では、就農相談の総合的な窓口として県内の相談機関の紹介や新規就農者の確保・育成に関する各種施策の企画立案や推進を行っています。

● (公財) 栃木県農業振興公社

(公財) 栃木県農業振興公社は、「栃木県青年農業者等育成センター(本室)」として、就農相談の窓口(県内全域)が設置されており、県内外での新規就農相談会の開催をはじめ、就農に関する各種情報の提供、関係機関と連携した研修先の紹介、就農準備資金の交付・青年等就農資金活用などの相談に応じています。

● (一社) 栃木県農業会議

(一社) 栃木県農業会議は、「栃木県青年農業者等育成センター(分室)」として、就農相談の窓口(県内全域)が設置されており、新規就農に関する各種相談に応じています。

特に栃木県農業法人協会の事務局を持ち、農業法人への就職や研修に関する相談に応じています。

● 県各農業振興事務所(経営普及部)

県内に7ヶ所ある農業振興事務所では、就農相談の窓口(所管エリア)が設置されており、就農に関する情報の提供、研修先の紹介、青年等就農計画の作成指導、就農準備資金・経営開始資金、青年等就農資金等の活用の相談などに応じています。

また、就農後も、各種講座の開催や個別の指導等を通じ、新規就農者の農業経営確立に向けた様々な支援活動を行っています。

● 栃木県農業大学校(就農準備校とちぎ農業未来塾)

とちぎ農業未来塾は、これから農業をはじめたい方が、円滑に就農できるよう、農業経営に関する基礎的な知識や各種作物の栽培技術等を学べる研修(講義・実習)を行っています。

また、専任の就農コーディネーターが設置され、就農計画の作成指導、就農計画の具体化に向けた助言指導や関係機関・団体との調整など総合的な支援を受けることができます。

● 各市町農業委員会

農業委員会では、農地法の許認可業務を行うとともに、本気で農業に取り組もうとする方へ農地を斡旋するなど、地域農業の担い手育成にも力を入れています。

新規に就農を希望する方が農地を取得する場合、最終的に農業委員会の許認可が必要になりますので、事前に相談に行くことをお勧めします。(各市町役場に事務局があります。)

● 各市町農務担当課

住所変更など生活する上で最も身近な行政であるだけでなく、農業行政の最前線として、各種協議会の事務局を置き、地域農業の振興を図っています。

市町では、農業委員会事務局等との情報共有化、県・国への働きかけや農協との調整、補助事業の受付等を行っている他、独自の農業振興施策を展開しています。また、円滑な就農を促進するため、青年等就農計画の審査・認定や国庫の経営開始支援の交付を行っています。

● 各市町農業公社

市町農業公社は、市町と農協が共同出資して、業務を一元化した財団法人(農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積円滑化団体)で、農地利用集積円滑化事業・農地中間管理事業(農地貸借、農地売買斡旋)、利用権設定、農作業受委託推進、地域営農集団育成、農業者研修等を行っています。

● 各JA(酪農業協同組合)

JAは、農業資材・生活物資の斡旋、農畜産物の集荷・販売、営農・生活資金の貸し出し、貯金の引き受け、生命共済、営農指導など組合員の営農・生活全般に関わる幅広い事業を行っています。

特に制度資金やプロパー資金を借り入れる場合は、JAが主な融資機関となりますので、事前に融資窓口となる支所を確認しておくことをお勧めします。

(2) 栃木県への就農相談問い合わせは

●就農予定地がまだお決まりでない方は

- ・栃木県農政部経営技術課
〒320-8501 宇都宮市塙田 1-1-20 (栃木県庁本館 12 階) TEL : 028-623-2317 FAX : 028-623-2315
- ・(公財) 栃木県農業振興公社
〒320-0047 宇都宮一の沢 2-2-13 (とちぎアグリプラザ内) TEL : 028-648-9515 FAX : 028-648-9517
E-mail: info@tochigi-agri.or.jp
- ・(一社) 栃木県農業会議
〒320-0047 宇都宮一の沢 2-2-13 (とちぎアグリプラザ内) TEL : 028-648-7270 FAX : 028-648-7277

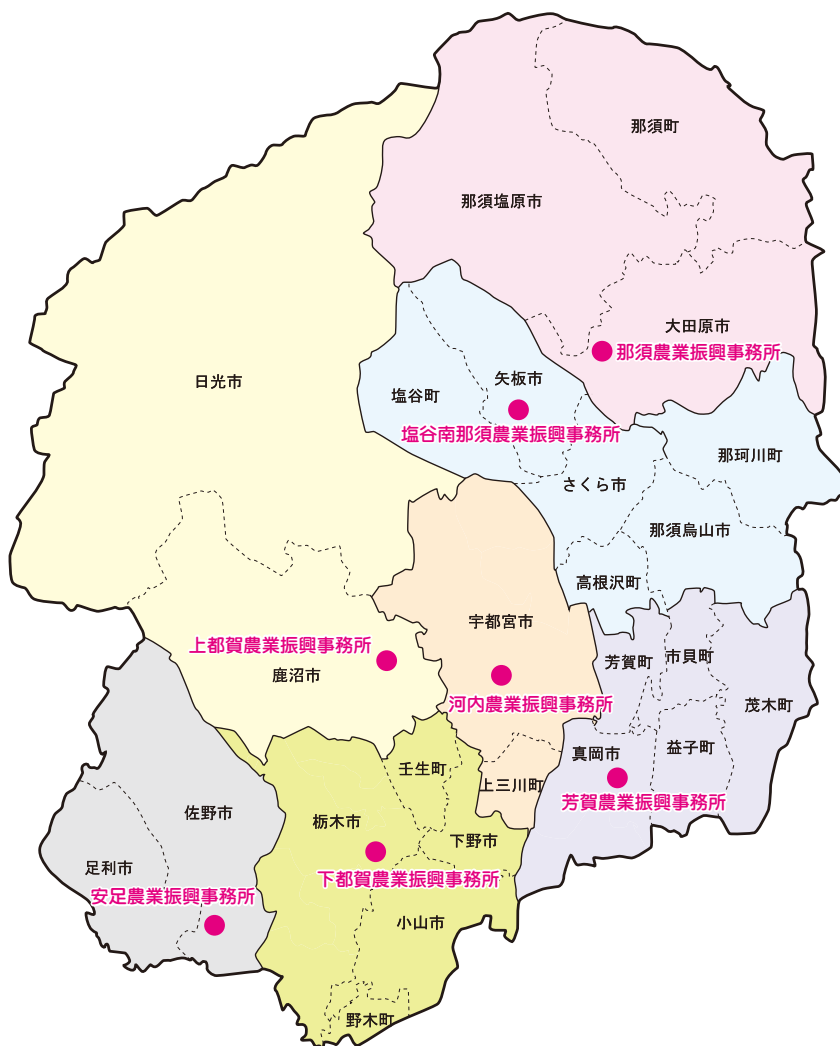
●教育研修については

- ・栃木県農業大学校『就農準備校とちぎ農業未来塾』
〒321-3233 宇都宮市上籠谷町 1145-1 TEL : 028-667-4944 FAX : 028-667-4943

(3) 就農予定地のお決まりの方の問い合わせは

●栃木県下の「各農業振興事務所」へ

農業振興事務所所管エリア



○河内農業振興事務所（経営普及部）

〒321-0974 宇都宮市竹林町1030-2
TEL : 028-626-3072
FAX : 028-626-3071
E-mail: kawachi-nsj@pref.tochigi.lg.jp

○上都賀農業振興事務所（経営普及部）

〒322-0068 鹿沼市今宮町1664-1
TEL : 0289-62-6125
FAX : 0289-65-7018
E-mail: kamitsuga-nsj@pref.tochigi.lg.jp

○芳賀農業振興事務所（経営普及部）

〒321-4305 真岡市荒町116-1
TEL : 0285-82-3074
FAX : 0285-83-6245
E-mail: haga-nsj@pref.tochigi.lg.jp

○下都賀農業振興事務所（経営普及部）

〒328-0032 栃木市神田町5-20
TEL : 0282-24-1101
FAX : 0282-23-6563
E-mail: shimotsuga-nsj@pref.tochigi.lg.jp

○塩谷南那須農業振興事務所（経営普及部）

〒329-2163 矢板市鹿島町20-22
TEL : 0287-43-2318
FAX : 0287-43-4072
E-mail: shiotsuga-minaminasu-nsj@pref.tochigi.lg.jp

○那須農業振興事務所（経営普及部）

〒324-0041 大田原市本町2-2828-4
TEL : 0287-22-2826
FAX : 0287-23-4961
E-mail: nasu-nsj@pref.tochigi.lg.jp

○安足農業振興事務所（経営普及部）

〒327-8503 佐野市堀米町607
TEL : 0283-23-1431
FAX : 0283-23-5693
E-mail: ansoku-nsj@pref.tochigi.lg.jp

※就農市町のお決まりの方は、最寄りの「市町農務担当課」「市町農業委員会」へ

(4) 農地相談窓口一覧

● 農地中間管理事業問い合わせ先

農地中間管理事業については、バンク、県、最寄りの市町等相談窓口にご相談ください。

栃木県農地バンク	組織名	電話
	(公財) 栃木県農業振興公社	028-649-0818

栃木県	組織名	電話
	生産振興課	028-623-2279
	河内農業振興事務所	028-626-3061
	上都賀農業振興事務所	0289-62-5236
	芳賀農業振興事務所	0285-82-4720
	下都賀農業振興事務所	0282-23-3425
	塩谷南那須農業振興事務所	0287-43-1252
	那須農業振興事務所	0287-23-2151
安足農業振興事務所	0283-23-1455	

市町名	組織名 担当部署	電話
宇都宮市	宇都宮市農業企画課	028-632-2473
	(公財) 宇都宮市農業公社	028-660-2701
上三川町	上三川町農政課	0285-56-9136
	(公財) 上三川町農業公社	0285-56-4312
鹿沼市	鹿沼市農政課	0289-63-2191
	(公財) 鹿沼市農業公社	0289-63-5570
日光市	日光市農林課	0288-21-5171
	(一財) 日光市農業公社	0288-22-7770
真岡市	真岡市農政課	0285-83-8137
	(公財) 真岡市農業公社	0285-83-9931
益子町	益子町農政課	0285-72-8838
	JAはが野益子地区営農センター	0285-72-1171
茂木町	茂木町農林課	0285-63-5634
	JAはが野茂木地区営農センター	0285-63-1249
市貝町	市貝町農林課	0285-68-1116
	JAはが野市貝地区営農センター	0285-68-1314
芳賀町	芳賀町農業委員会	028-677-6047
	(公財) 芳賀町農業公社	028-677-6048
栃木市	栃木市農業振興課	0282-21-2381
	(一財) 栃木市農業公社	0282-20-5300
	JALもつけ営農部 営農企画課	0282-20-8820
	JALもつけ栃木地区営農経済センター	0282-27-6511
	JALもつけ都賀地区営農経済センター	0282-27-1881
	JALもつけ太平地区営農経済センター	0282-43-0800
	JALもつけ藤岡地区営農経済センター	0282-62-4336
	JALもつけ岩舟地区営農経済センター	0282-55-3211
小山市	小山市農政課	0285-22-9254
	小山市農業委員会	0285-22-9861

市町名	組織名 担当部署	電話
下野市	下野市農政課	0285-32-8906
	(公財) 下野市農業公社	0285-32-8951
壬生町	壬生町農政課	0282-81-1881
	JALもつけ壬生地区営農経済センター	0282-82-1103
野木町	野木町産業課	0280-57-4151
矢板市	矢板市農林課	0287-43-6210
	(公財) 矢板市農業公社	0287-43-2650
さくら市	さくら市農政課	028-681-1117
	JALおのや氏家地区営農生活センター	028-682-3221
	JALおのや喜連川地区営農生活センター	028-686-3211
那須烏山市	那須烏山市農政課	0287-88-7117
	(一財) 那須烏山市農業公社	0287-88-7790
塩谷町	塩谷町産業振興課	0287-45-2211
	塩谷町農業委員会	0287-45-2213
高根沢町	高根沢町産業課	028-675-8104
那珂川町	JALおのや高根沢地区営農生活センター	028-676-0233
	那珂川町農林振興課	0287-92-1113
大田原市	JAなす南営農指導課	0287-96-6170
	大田原市農政課	0287-23-8708
那須塩原市	(公財) 大田原市農業公社	0287-23-4834
	那須塩原市農務畜産課	0287-62-7147
那須町	(公財) 那須塩原市農業公社	0287-60-1283
	那須町農林振興課	0287-72-6911
足利市	(一財) 那須町農業公社	0287-73-5545
	足利市農政課	0284-20-2162
佐野市	佐野市農政課	0283-20-3043
	(公財) 佐野市農業公社	0283-21-5489

(5) 就農関連情報紹介



公益財団法人 栃木県農業振興公社ホームページ
<http://www.tochigi-agri.or.jp/>



栃木県新規就農ホームページ トチノ
<https://tochi-no.jp/>



農業をはじめると.jp ホームページ
<https://www.be-farmer.jp/>



栃木県農業大学校いちご学科ホームページ
<https://www.agrinet.pref.tochigi.lg.jp/noudai/>



新・農人フェアホームページ
<https://www.shin-nogyojin-yumex.com/>



JA グループ栃木ホームページ
 とちぎの農業で働こう！
<https://entori.jp/tochu-ja>



その他就農関連サイトは多数あります。
 自分に合った情報を手に入れましょう！

●認定新規就農者の申請をしよう

(記入イメージ)

青年等就農計画認定申請書

〇〇年 〇月 〇日

〇〇市長 殿

申請者住所 〇〇県〇〇市〇丁目〇ー〇
 氏名<名称・代表者> 農林 太郎
 〇〇年 〇月 〇日生(〇〇歳)
 <法人設立年月日 年 月 日設立>

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第14条の4第1項の規定に基づき、次の青年等就農計画の認定を申請します。

青年等就農計画					
就農地	〇〇市		農業経営開始日	〇年〇月〇日	
就農形態 (該当する形態に レ印)	<input checked="" type="checkbox"/> 新たに農業経営を開始 <input type="checkbox"/> 親(三親等以内の親族を含む。以下同じ。)の農業経営とは別に新たな部門を開始 <input type="checkbox"/> 親の農業経営を継承 (<input type="checkbox"/> 全体、 <input type="checkbox"/> 一部 継承する経営での従事期間 年 か月)				
目標とする営農類型 (備考の営農類型 の中から選択)	露地野菜				
将来の農業 経営の構想	(例) 農業技術の向上、機械化、規模拡大等によりタマネギ、カンショ・・・の複数の作目を組み合わせた経営で地域の認定農業者の8割程度の所得水準を目指す。				
	----- (年間農業所得及び年間労働時間の現状及び目標)				
		現状		目標(〇年)	
	年間農業所得	2,000千円		4,000千円	
年間労働時間	2,000時間		1,800時間		
農業 経営 の 規模 に 関	作目・部門名	現状		目標(〇年)	
		作付面積 飼養頭数	生産量	作付面積 飼養頭数	生産量
	タマネギ	40a	15,600kg	80a	31,200kg
	カンショ	0a	0kg	20a	3,800kg
	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	
・	・	・	・	・	
経営面積合計	40a	〇〇kg	120a	〇〇kg	

する 目 標	区分	地目	所在地 (市町村名)	現状		目標 (○年)	
	所有地	畑	〇〇市△地区	20a		40a	
	借入地	畑	〇〇市△地区	20a		80a	
	特定作業受託	作目	作業	現状		目標 (年)	
				作業受託面積	生産量	作業受託面積	生産量
		—	—	—	—	—	—
	作 業 受 託	作目	作業	現状		目標 (年)	
		—	—	—		—	
		単純計		—		—	
		換算後		—		—	
農畜産物の 加工・販売 その他の関 連・附帯事 業	事業名	内容	現状		目標 (年)		
	—	—	—		—		
生 産 方 式 に 関 す る 目 標	型式、性能、規模等及びその台数						
	機械・施設名	現状			目標 (○年)		
	トラクター 管理機 ・ ・ ・	26馬力	1台		26馬力	1台	2台
経営管理に 関する目標	(例) 青色申告の実施、PC活用による経理						
農業従事の態様 等に関する目標	(例) 月に○日程度を休日とする						
目 標 を 達 成 す	事業内容 (施設の設置・ 機械の購入等)	規模・構造等	実施時期		事業費	資金名等	
	トラクター導入 管理機導入 ・	26馬力 1台 ・	○年○月 ○年○月 ・		3,500千円 600千円	青年等就農資金 青年等就農資金 ・	

農業経営の構成	氏名 (法人経営にあつては役員の氏名)	年齢	代表者との続柄 (法人経営にあつては役職)	現状		見通し	
				担当業務	年間農業従事日数 (日)	担当業務	年間農業従事日数 (日)
	農林 太郎	39	代表者	全般	250	全般	225
	農林 花子	36	妻	農作業補助、 経理	250	農作業補助、 経理	225
雇用者	常時雇 (年間)	実人数	現状	0人	見通し	0人	
	臨時雇 (年間)	実人数	現状	0人	見通し	5人	
		延べ人数	現状	0人	見通し	75人	

○ 農業経営基盤強化促進法第4条第2項第2号に掲げる者及び法人の役員（同号に掲げる者に限る。）が有する知識及び技能に関する事項

	経歴
職務内容	
勤務機関名	
在職期間	年 月 ~ 年 月
上記の住所	
退職年月日	
資格等	
農業経営に活用できる知識及び技能の内容	

注：法人の場合は、役員（農業経営基盤強化促進法第4条第2項第2号に掲げる者に限る。）ごとに作成すること。

（参考） 技術・ 知識の 習得状 況	研修先等の名称		所在地	専攻・営農部門
	〇〇県農業大学校		〇〇市	野菜栽培
	研修等期間		〇〇年 〇月 ～〇〇年 〇月	
	研修内容等	<ul style="list-style-type: none"> ・野菜栽培技術等の実習 ・教養科目及び農業簿記等の経営管理に関する講義受講 等 		
	活用した補助金等	<ul style="list-style-type: none"> ・就農準備資金 ・〇〇県農業研修事業 		

注：研修カリキュラム等を添付すること。

法人の場合は、役員（農業経営基盤強化促進法第4条第2項第1号及び第2号に掲げる者に限る。）ごとに作成すること。

（参考） 他市町村の 認定状況	認定市町村名	認定年月日	備考

（備考）

- 1 法人経営にあつては、申請者の氏名欄に法人名及び代表者氏名を、生年月日欄に法人設立年月日を記載する。
- 2 夫婦等が共同で一の青年等就農計画の認定を申請する場合には、申請者欄に全員の氏名及び生年月日を連記する。この場合、農業経営から生ずる収益が共同申請者に帰属すること及び農業経営に関する基本的事項について共同申請者の合意により決定することが明確化されている家族経営協定等の取決めの写しを添付するものとする。
- 3 就農時の就農地等
 - ア 「就農地」欄には、就農地の市町村名を記載する。また、就農予定地の場合は、市町村名の後に（予定）と記載する。
 - イ 「農業経営開始日」欄には、農業経営を開始した年月日を記入する。この場合、農業経営を開始した時期を証明する書類を添付するものとする。また、農業経営を開始する予定日の場合は、年月日の後に（予定）と記載する。
 - ウ 「就農形態」欄には、該当する就農形態の□内にレ印を付す。親（三親等以内の親族を含む。以下同じ。）の農業経営を継承する場合は、継承する農業経営での従事期間を記入する。

なお、就農形態の区分は、以下のとおりとする。

（ア）「新たに農業経営を開始」は、親が農業経営を行っていない者が、新たに農業経営を開始する場合とする。

（イ）「親の農業経営とは別に新たな部門を開始」は、親の農業経営に従事していた者等が、親の農業経営部門とは別の部門で新たに農業経営を開始する場合とする。

- (ウ)「親の農業経営を継承」は、親が農業経営を行っており、申請者が新たに農業経営を開始する際に、親の農業経営の全体を継承する場合は「全体」を選択し、親の農業経営の一部を継承する場合は「一部」を選択する。また、親の農業経営を継承する以前に親の農業経営に従事していた期間を記載する。
- エ 「目標とする営農類型」欄には、別記の営農類型の中から該当する営農類型を記載する。該当する営農類型がない場合は、その他(〇〇)として、その他の営農類型名を〇〇に記載する。
- オ 「将来の農業経営の構想」欄には、計画作成時において構想している将来(経営開始後おおむね5年後)の農業経営の概要を記載する。
- カ なお、当欄以下の「現状」欄は、初年度の場合は1年間の見込みを記載し、既に経営を開始している場合は計画作成時点の前年の状況を記載する。「目標」欄は、経営開始後おおむね5年後に達成すべき農業経営の目標について記載する。
- 4 「農業経営の規模に関する目標」欄には、次の事項を記載する。
- ア 「特定作業受託」欄に、作目別に、主な基幹作業(水稻にあつては、耕起・代かき、田植え、収穫・脱穀、麦及び大豆にあつては耕起・整地、播種、収穫、その他の作目にあつてはこれらに準ずる農作業をいう。以下同じ。)を受託する農地((1)申請者が当該農地に係る収穫物についての販売委託を引き受けることにより販売名義を有し、かつ、(2)当該販売委託を引き受けた農産物に係る販売収入の処分権を有するものに限る。)の作業受託面積及び生産量を記載する。
- この場合、「経営面積合計」欄には、「作付面積・飼養頭数」欄の面積だけでなく、「特定作業受託」の「作業受託面積」欄の面積を加えて記載する。
- イ この場合、申請者が、当該農地について、主な基幹作業を受託し、かつ、アの(1)及び(2)の要件を満たすことを証する書面を添付するものとする。
- ウ 「作業受託」欄に、「特定作業受託」欄に記載した作業受託以外の作業受託について、作目別、基幹作業別に、作業受託面積を記載するとともに、「換算後」欄に「作業受託面積÷作業数」により換算した面積を記載する。
- エ 「農畜産物の加工・販売その他の関連・附帯事業」欄には、農業経営に関連・附帯する事業として、(1)農畜産物を原料又は材料として使用して行う製造又は加工、(2)農畜産物の貯蔵、運搬又は販売、(3)農業生産に必要な資材の製造等について記載する。
- 5 「生産方式に関する目標」欄には、機械・施設の型式、性能、規模ごとに台数を記載するとともに、リース、レンタル、共同利用等による場合は、その旨を記載する。
- 6 「経営管理に関する目標」欄には、簿記記帳、経営内役割分担等の経営管理に関する目標を記載する。
- 7 「農業従事の態様等に関する目標」欄には、休日制の導入、ヘルパー制度活用による労働負担の軽減等について記載する。なお、家族経営協定を締結している場合には、その旨と当該協定に基づく家族間の役割分担等の内容を記載する。
- 8 「目標を達成するために必要な措置」欄には、「将来の農業経営の構想」、「農業経営の規模に関する目標」、「生産方式に関する目標」、「経営管理に関する目標」及び「農業従事の態様等に関する目標」に掲げた目標を達成するために必要な施設の設置、機械の購入、その他のリース農場の利用、農用地の購入・賃借等の措置を行うのに必要な資金を記載する。
- 9 「農業経営の構成」欄には、農業経営に携わる者の担当業務及び年間農業従事日数等について、その現状及び現在想定し得る範囲での見通しを記載するものとする。この場合、現在は農業経営に携わっているが5年後は離農する見込みの者及び現在は就農していないが5年後は経営に参画する見込みの者についても記載する。

- ア 「氏名（法人経営にあつては役員の氏名）」欄に、代表者以外の者にあつては、家族農業経営の場合には農業経営に携わる者の氏名を、法人経営の場合には役員の氏名を記載する。
- イ 「代表者との続柄（法人経営にあつては役職）」欄に、代表者にあつてはその旨を記載し、家族農業経営の場合には代表者を基準とした続柄を、法人経営の場合には役職を、それぞれ記載する。
- ウ 年間農業従事日数は、1日8時間として計算し、毎日1時間ずつ働いた場合には、8日で1日と換算する。

- 10 「農業経営基盤強化促進法第4条第2項第2号に掲げる者及び法人の役員（同号に掲げる者に限る。）が有する知識及び技能に関する事項」を記載する場合には、経歴に掲げた職務内容で得た知識及び技能で農業経営に活用できるものについて記載する。
- 11 「（参考）技術・知識の習得状況」欄には、次の事項に関して過去に実施した内容を記載する。
 - ア 農業高校、農業者研修教育施設（道府県農業大学校）、民間研修教育施設、先進農家等における教育・研修を記載する。
 - イ 先進農家等における研修については、「研修先等の名称」欄に、研修先の農業法人等名を記載する。
 - ウ 上記以外に実践的な技術・知識を習得している場合は、「研修内容等」の欄にその内容を記載する（他の欄は記載不要）。

別記

（備考の3のエ「目標とする営農類型」は、以下の営農類型から選択すること。）

- 1 単一経営（農産物販売金額1位の部門の販売金額が、農産物総販売金額の80%以上を占める場合）の営農類型（例：露地野菜）
 - 水稲、麦類、雑穀、いも類、豆類、工芸農作物、露地野菜、施設野菜、露地果樹、施設果樹、露地花き・花木、施設花き・花木、乳用牛、肉用牛、養豚、養鶏
- 2 複合経営（農産物販売金額1位の部門が水稲であつて、水稲の販売金額が、農産物総販売金額の80%に満たない場合）の営農類型（例（2位の部門が麦類の場合）：水稲＋麦類）
 - 水稲＋（麦類、雑穀、いも類、豆類、工芸農作物、露地野菜、施設野菜、露地果樹、施設果樹、露地花き・花木、施設花き・花木、乳用牛、肉用牛、養豚、養鶏）
- 3 1及び2に該当しない場合は、その他（〇〇）として記載する。（例1：その他（きのこ菌床栽培）、例2（農産物販売金額1位の部門が施設野菜、2位の部門が麦類の場合）：その他（施設野菜＋麦類））

項目	1年目 (令和)		2年目 (令和)		3年目 (令和)		4年目 (令和)		5年目 (令和)		合計
	部	門	部	門	部	門	部	門	部	門	
組	作	面積	a	a	a	a	a	a	a	a	a
	取	生産量	kg/10a	kg/10a	kg/10a	kg/10a	kg/10a	kg/10a	kg/10a	kg/10a	kg/10a
取	平均	単価	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg
	粗	生産額	円	円	円	円	円	円	円	円	円
益	取	雑収入	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	種	苗費	円	円	円	円	円	円	円	円	円
費	肥	料費	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	農	薬費	円	円	円	円	円	円	円	円	円
費	飼	料費	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	家	畜衛生費	円	円	円	円	円	円	円	円	円
経	諸	材料費	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	小	農具費	円	円	円	円	円	円	円	円	円
費	修	動力光熱費	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	雇	用労賃費	円	円	円	円	円	円	円	円	円
費	水	利費	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	支	払地代	円	円	円	円	円	円	円	円	円
費	支	払料子	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	減	価償却費	円	円	円	円	円	円	円	円	円
費	育	成費	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	出	荷経費	円	円	円	円	円	円	円	円	円
費	農	業共済掛金	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	雑	費	円	円	円	円	円	円	円	円	円
計			円	円	円	円	円	円	円	円	円
農	業	所	得	円	円	円	円	円	円	円	円
所	得	率	%	%	%	%	%	%	%	%	%
労	働	力	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	うち、	雇用	人	人	人	人	人	人	人	人	人
農	所有	権を有する	a	a	a	a	a	a	a	a	a
	農	地面積	a	a	a	a	a	a	a	a	a
地	親	族以外から買	a	a	a	a	a	a	a	a	a
	借	する農地面積	a	a	a	a	a	a	a	a	a
計	親	族から買得す	a	a	a	a	a	a	a	a	a
	る	農地面積	a	a	a	a	a	a	a	a	a

5年目	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円

4年目	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円

3年目	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円

2年目	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円

1年目	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円

農業所得A	円
減価償却費B	円
その他C	円
計 D=A+B+C	円
生活費E	円
青年等就労F	円
農資金等①	円
返済分②	円
差額 G=D-E-F	円

青年等就農計画認定申請書の記載方法（参考）

- 青年等就農計画認定申請書の提出先は、認定を受けようとする（就農を計画している）市町村です。
- 記載方法や添付書類、申請方法については、本資料を参考とするほか、認定を受けようとする市町村と御相談ください。

認定を受けようとする市町村長宛てとします。

（例：かすみがせき市の場合は、「かすみがせき市長 殿」）

申請を行う年月日を記載してください。

青年等就農計画認定申請書

市町村長 殿	申請者住所 氏名<名称・代表者> 年 月 日生（ 歳） <法人設立年月日 年 月 日設立>	年 月 日
--------	--	-------

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第14条の4第1項の規定に基づき、次の青年等就農計画の認定を申請します。

① 申請者が法人の場合

住所は「主たる事務所の所在地」を、氏名は「法人の名称及び代表者の氏名」を、生年月日は「法人の設立年月日」を記載。

② 夫婦等が共同で申請する場合

申請者欄に住所のほか、「全員の氏名及び生年月日」を連記してください。

※ 夫婦等が共同で申請する場合は、家族経営協定等の取決め（農業経営の収益が共同申請者に帰属すること及び農業経営に関する基本的事項について共同申請者の合意により決定することが明確化されているもの）の写しを添付してください。

- 就農形態の区分（※親には、三親等以内の親族を含みます。）は、次のとおりです。

- ・ 「新たに農業経営を開始」は、親が農業経営を行っていない者が、新たに農業経営を開始する場合（下記記載欄中「①」）
- ・ 「親の農業経営とは別に新たな部門を開始」は、親の農業経営に従事していた者等が、親の農業経営部門とは別の部門で新たに農業経営を開始する場合（下記記載欄中「②」）
- ・ 「親の農業経営を継承」は、親が農業経営を行っており、申請者が新たに農業経営を開始する場合（下記記載欄中「③」）

このとき、親の農業経営の全体を継承する場合は「全体」を、親の農業経営の一部を継承する場合は「一部」を選択し、親の農業経営を継承する以前に親の農業経営に従事していた期間を記載してください。

就農地の市町村名を記載してください。

就農予定地である場合は、市町村名の後に「（予定）」と記載してください。

該当する就農形態の口内にレ印を付してください。
親の経営を継承する場合は、継承以前に親の農業経営に従事していた期間を記載してください。

青年等就農計画	
就農地	農業経営開始日 年 月 日
就農形態 (該当する形態にレ印)	<input type="checkbox"/> 新たに農業経営を開始 ① <input type="checkbox"/> 親（三親等以内の親族を含む。以下同じ。）の農業経営とは別に新たな部門を開始 ② <input type="checkbox"/> 親の農業経営を継承 ③ <input type="checkbox"/> 全体、 <input type="checkbox"/> 一部 継承する経営での従事期間 年 か月

経営開始年月日を記載し、経営開始時期を証明する書類を添付してください。

経営開始予定日を記載する場合は、予定年月日の後に「（予定）」と記載してください。

- 営農類型は、次のとおりです。

単一経営	農産物販売金額1位の部門の販売金額が、農産物総販売金額の80%以上を占める場合。 【記載例：露地野菜】 水稲、麦類、雑穀、いも類、豆類、工芸農作物、露地野菜、施設野菜、露地果樹、施設果樹、露地花き・花木、施設花き・花木、乳用牛、肉用牛、養豚、養鶏
複合経営	農産物販売金額1位の部門が水稲であって、水稲の販売金額が、農産物総販売金額の80%に満たない場合。 【記載例：水稲+麦類】 水稲+（麦類、雑穀、いも類、豆類、工芸農作物、露地野菜、施設野菜、露地果樹、施設果樹、露地花き・花木、施設花き・花木、乳用牛、肉用牛、養豚、養鶏
その他	単一経営及び複合経営に該当しない場合。「その他（〇〇）」として記載。 【記載例1：その他（きのこ菌床栽培）】 記載例2（農産物販売金額1位の部門が施設野菜、2位の部門が麦類の場合）：その他（施設野菜+麦類）】

目標とする営農類型 (備考の営農類型の中から選択)	上記の営農類型の中から該当する営農類型を記載してください。		
将来の農業経営の構想	計画作成時において構想している将来（経営開始後おおむね5年後）の農業経営の概要を記載してください。 (年間農業所得及び年間労働時間の現状及び目標)		
		現状	目標（年）
	年間農業所得	千円	千円
	年間労働時間	時間	時間

経営開始後おおむね5年後に達成すべき農業経営の目標について記載してください。

初年度の場合：1年間の見込みを記載してください。
既に経営を開始している場合：計画作成時点の前年の状況を記載してください。

- 現状は、初年度の場合：1年間の見込みを、既に経営を開始している場合：計画作成時点の前年の状況を記載してください。
- 目標は、経営開始後おおむね5年後に達成すべき農業経営の目標について記載してください。

農産物・部門名	現状		目標（年）	
	作付面積 飼養頭数	生産量	作付面積 飼養頭数	生産量
経営面積合計				
区分	地目	所在地 (市町村名)	現状	目標（年）
所有地				
借入地				
特定作業受託	作目	作業	現状	目標（年）
			作業受託面積 生産量	作業受託面積 生産量

下記の特定制業受託面積がある場合は、「作付面積・飼養頭数」欄の面積だけでなく、当該面積を加えて記載してください。

- *1 ①水稲の場合、耕起・代かき、田植え、収穫・脱穀、②麦及び大豆の場合、耕起・整地、播種、収穫、③その他の作目についてはこれらに準ずる農作業をいいます。
- *2 ①申請者が当該農地に係る収穫物についての販売委託を引き受けることにより販売名義を有し、かつ、②当該販売委託を引き受けた農産物に係る販売収入の処分権を有するものに限られます。

- 現状は、初年度の場合：1年間の見込みを、既に経営を開始している場合：計画作成時点の前年の状況を記載してください。
- 目標は、経営開始後おおむね5年後に達成すべき農業経営の目標について記載してください。

作業受託	作目	作業	現状	目標（年）
	「特定作業受託」欄に記載した作業受託以外の作業受託について、作目別、基幹作業別に、作業受託面積を記載してください。			
	単純計			
	換算後			
農畜産物の加工・販売その他の関連・附帯事業	事業名	内容	現状	目標（年）
	農業経営に関連・附帯する事業として、 (1) 農畜産物を原料又は材料として使用して行う製造又は加工 (2) 農畜産物の貯蔵、運搬又は販売 (3) 農業生産に必要な資材の製造等 について記載してください。			
生産方式に関する目標	機械・施設名	型式、性能、規模等及びその台数		
		現状	目標（年）	
	機械・施設の型式、性能、規模ごとに台数を記載してください。 なお、リース、レンタル、共同利用等による場合は、その旨を記載してください。			

「作業受託面積÷作業数」により換算した面積を記載してください。

- 「目標を達成するために必要な措置」欄には、ここまでに記載してきた「将来の農業経営の構想」、「農業経営の規模に関する目標」、「生産方式に関する目標」、「経営管理に関する目標」及び「農業従事の態様等に関する目標」に掲げた目標を達成するために必要な措置を記載してください。

経営管理に関する目標	簿記帳、経営内役割分担等の経営管理に関する目標を記載してください。				
農業従事の態様等に関する目標	休日制の導入、ヘルパー制度活用による労働負担の軽減等について記載してください。 なお、家族経営協定を締結している場合には、その旨と当該協定に基づく家族間の役割分担等の内容を記載してください。				
目標を達成するために必要な措置	事業内容 (施設の設置・機械の購入等)	規模・構造等	実施時期	事業費	資金名等
	・「将来の農業経営の構想」 ・「農業経営の規模に関する目標」 ・「生産方式に関する目標」 ・「経営管理に関する目標」 ・「農業従事の態様等に関する目標」 に掲げた目標を達成するために必要な施設の設置、機械の購入、その他のリース農場の利用、農用地の購入・賃借等の措置を行うのに必要な資金等を記載してください。				

- 現状は、初年度の場合：1年間の見込みを、既に経営を開始している場合：計画作成時点の前年の状況を記載してください。
- 見通しは、現在想定し得る範囲での見通しを記載してください。
- 現在は農業経営に携わっているが5年後は離農する見込みの者及び現在は就農していないが5年後は経営に参画する見込みの者についても記載してください。

農業経営の構成	氏名 (法人経営にあつては役員の氏名)	年齢	代表者との続柄 (法人経営にあつては役職) (代表者)	現状		見通し	
				担当業務	年間農業従事日数(日)	担当業務	年間農業従事日数(日)
雇用者	常時雇(年間)	実人数	現状	人	見通し	人	
	臨時雇(年間)	実人数	現状	人	見通し	人	
		延べ人数	現状	人	見通し	人	

1日8時間として計算し、毎日1時間ずつ働いた場合には、8日で1日と換算してください。

家族農業経営の場合

- 代表者の氏名のほか、農業経営に携わる者の氏名や代表者を基準とした続柄等をそれぞれ記載してください。

法人経営の場合

- 代表者の氏名のほか、法人の役員の氏名や役職等をそれぞれ記載してください。

- **青年(18歳以上45歳未満)以外**で「**効率的かつ安定的な農業経営を営む者となるために活用できる知識及び技能を有する者(45歳以上65歳未満)**」は、下記の記載欄を記載してください。
- この「**効率的かつ安定的な農業経営を営む者となるために活用できる知識及び技能を有する者**」とは、次の①～⑤に該当する方です。
 - ① 商工業その他の事業の経営管理に3年以上従事した者
 - ② 商工業その他の事業の経営管理に関する研究又は指導、教育その他の役務の提供の事業に3年以上従事した者
 - ③ 農業又は農業に関連する事業に3年以上従事した者
 - ④ 農業に関する研究又は指導、教育その他の役務の提供の事業に3年以上従事した者
 - ⑤ 上記①～④に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者
- **申請者が法人である場合は**、この「**効率的かつ安定的な農業経営を営む者となるために活用できる知識及び技能を有する者**」に**該当する役員ごとに作成**してください。

経歴	
職務内容	
勤務機関名	
在職期間	年 月 ～ 年 月
上記の住所	
退職年月日	
資格等	
農業経営に活用できる知識及び技能の内容	

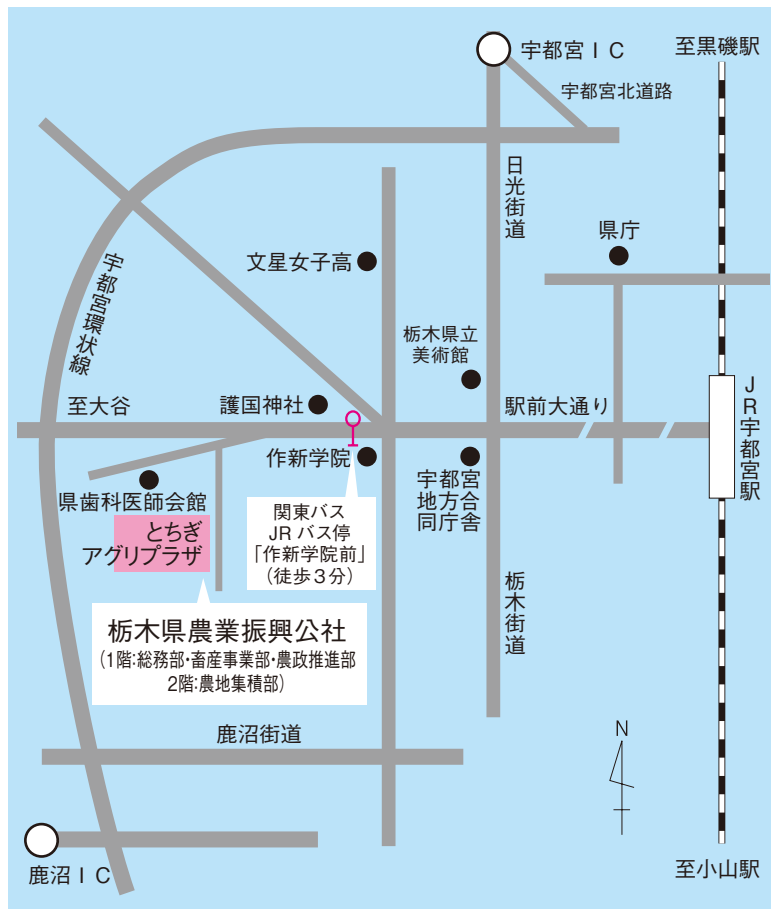
経歴に掲げた職務内容で得た知識及び技能で農業経営に活用できるものについて記載してください。

- 青年等就農計画の達成される見込みが確実であるかの審査の観点として、特に「これまでの研修経験等を踏まえ、当該計画の生産方式に係る農業技術を習得しているか」という点を示しています。
- 下記の記載欄には、次の事項に関して過去に実施した内容を記載してください。
 - ① 農業高校、農業者研修教育施設（道府県農業大学校）、民間研修教育施設、先進農家等における教育・研修を記載してください。
 - ② 先進農家等における研修については、「研修先等の名称」欄に、研修先の農業法人等名を記載してください。
 - ③ 上記以外に実践的な技術・知識を習得している場合は、「研修内容等」の欄にその内容を記載してください（他の欄は記載不要）。
- **申請者が法人である場合は、青年又は効率的かつ安定的な農業経営を営む者となるために活用できる知識及び技能を有する者に該当する役員ごとに作成してください。**

(参考) 技術・知識の習得状況	研修先等の名称	所在地	専攻・営農部門
	研修等期間	年 月 ～ 年 月	
	研修内容等		
	活用した補助金等		

上記への記載のほか、研修カリキュラム等を添付してください。

(公財) 栃木県農業振興公社案内図



■交通の案内

- JR宇都宮駅から 4.5km (約 20 分)
 関東バス (⑥⑦番乗り場) JRバス (④番乗り場)「作新学院前」下車徒歩 3 分
- 東北自動車 宇都宮インターから 9.0km (約 20 分)
 鹿沼インターから 9.5km (約 30 分)

公益財団法人 栃木県農業振興公社

(栃木県青年農業者等育成センター)
 (とちぎ農業経営・就農支援センター)

栃木県宇都宮市一の沢 2-2-13

TEL 028-648-9515

FAX 028-648-9517

<http://www.tochigi-agri.or.jp/>

E-mail : info@tochigi-agri.or.jp



HP



Twitter



YouTube